サクっと小技　放火や自然発火により火災が起きることもあります。家の周囲や庭、ベランダをきれいにし、燃えやすいものを置かないようにするのも防火対策のひとつです。

複式簿記の基本を学ぶコースです　第50回　春季

青色申告簿記講座

4月7日(火)開講　お申込み締切 4月3日(金)

こんな方に…

- ●簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- ●仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- ●複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい

※簿記検定の試験対策講座ではありません

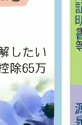

開催要項

期　間	4月7日(火)～5月12日(火) 10：00～12：00　※5月5日(祝)は休講 毎週火曜日・金曜日の全10回
会　場	青色会館4階（小田原市民会館近く） ※場所は1頁の地図をご参照ください
講　師	東京地方税理士会小田原支部　竹内愛彦税理士
受講料	会員6,000円／会員以外の方8,000円（テキスト代込）
持ち物	筆記用具／電卓／受講料（初回当日）
定　員	30名（定員になり次第締切りさせていただきます）

※会館の駐車場が手狭なため、公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。

主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み

TEL 0465-24-2614
FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@aoiro-odawara.com

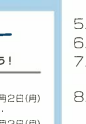

check 主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問合せ先にご確認ください。

控除証明書等	生命保険料・地震(損害)保険料	届く時期：数年10月頃	➡ 加入先の保険会社
	住宅借入金の年末残高証明書	届く時期：前年10月頃	➡ 借入先の金融機関
	国民年金保険料	届く時期：前年11月頃	➡ 日本年金機構　小田原年金事務所　0466-22-1391
	小規模企業共済掛金	届く時期：前年10月上旬	➡ 中小機構　コールセンター　050-5541-7171
	国民健康保険料（税）	届く時期：1月下旬	➡ お住まいの市町村
源泉徴収票等	給与所得の源泉徴収票	届く時期：1月末	➡ 勤務先
	公的年金等の源泉徴収票	届く時期：1月中旬～下旬	➡ 日本年金機構　小田原年金事務所　0466-22-1391
	個人年金の支払年金額等のお知らせ	届く時期：1月中旬～下旬	➡ 加入先の保険会社
	特定口座年間取引報告書	届く時期：1月中旬～下旬	➡ 開設先の証券会社等

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。
※也除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください（令和元年分の申告に平成30年分や令和2年分の書類は使用できません）。

年金・給与等の確定申告に必要な書類

1. 全ての年金や給与の源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金の支払証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書等
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4. 前年分の確定申告書控（前年に申告している場合）
5. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
6. マイナンバーの添付書類（本人分）
7. 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）
8. 医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」

※源泉徴収票記載の役職がゼロ円の場合、所得税の還付は受けられません

青色活動報告

税の啓発ポールペン配布

国税庁主催「税を考える週間」事業の一環として、本会役員を中心に、2市8町の駅前や商業施設・イベントなどで税の啓発標語入りボールペンをおよそ1万本配布し、街頭広報活動を行いました。

真鶴支部・青年部会「城下町おだわらツーテーマーチ」

11月17日、真鶴支部・青年部会合同にて「ツーテーマーチ参加者を『おもてなし』する活動を実施。休憩所を開設し、軽食と共に税の啓発標語入りボールペンを配布しました。

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料(税)の納期限
- 【第6期分】中井町……3月2日(月)
- 【第3期分】小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町・湯河原町……3月2日(月)
- 【第1期分】松田町……3月2日(月)
- 【第1期分】真鶴町……3月2日(月)

○介護保険料の納期限
- 【2月分】小田原市……3月2日(月)
- 【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町……3月2日(月)
- 【第6期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……3月2日(月)
- 【第1期分】真鶴町……3月2日(月)

○後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期限
- 【2月分】小田原市……3月2日(月)
- 【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……3月2日(月)

○固定資産税・都市計画税の納期限
- 【第4期分】小田原市……3月2日(月)

○固定資産税の納期限
- 【第4期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町……3月2日(月)

インターネットで情報発信中

公式ウェブサイト

イベント、セミナー等の最新情報を随時更新中。本誌のバックナンバーも掲載！

経理に不安のある方へ　記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税、国民健康保険料等の負担が少なくなります！

ネオーサービスは、青色の申告者が利用、簡易帳簿の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自社化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

税理士関係のご相談は税理士にご相談ください

お問い合わせ| TEL 0465-24-2614（事業課）

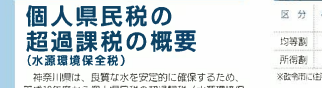

小学生の税の書道展　支部における再展示

南足柄市役所内アトリウム
南足柄市内の入賞作品（特選～選賞）を展示
期間：令和2年2月22日(土)～3月1日(日)

山北町生涯学習センター
山北町内の入賞作品を展示
期間：やまきた桜まつりと同時期に展示予定

県税事務所からのお知らせ

個人県民税の超過課税の概要
（水源環境保全税）

神奈川県は、良質な水を安定的に確保するため、平成16年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用して、森林や河川の保全・再生などに取り組んでいます。

第1期、第2期に引き続き、第3期（平成29年度から令和3年度）の「かながわの水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、その財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施しています。

財源となる超過課税に皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

税率

区　分	標準税率(ア)	上乗せ率(イ)（水源環境保全税分）	超過税率(ア+イ)
均等割	1,500円	300円	1,800円
所得割	4%	0.025%	4.025%

※広告所に住所が為る方は、(ア)が2%、(ア+イ)が2.025%となります。

適用期間

平成29年度から令和3年度まで（5年間）

税収規模

年額　約40億円
（納税者1人当たりの平均負担額　年額約800円）

◇問合せ先
小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000(代)

ご予約はお早めに。

会員限定 無料相談

要ご予約

予約 24-2612

弁護士の **法律** 相談会 10時～12時
- 2月21日(金)
- 3月3日(火)
- 3月27日(金)

弁護士の **相続** 相談会 10時～12時
- 2月19日(水)
- 3月16日(水)
- 4月15日(水)

社労士の **年金・社会保険** 相談会 10時～12時
- 2月18日(火)
- 3月10日(火)
- 4月14日(火)

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会 10時～12時
- 2月27日(木)
- 3月26日(木)
- 4月23日(木)

税理士の **税** 相談会 14時～16時
- 4月16日(木)

経営コンサルタントの **経営** 相談会 日時応談

予約 24-2614

会場：納税者センター・青色会館

ご注意　同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。

県民共済 キャンペーンのご案内

県民共済では、2月3日から3月16日まで「青色会館」にてキャンペーンを実施します。県民共済職員が駐在します。新商品のご案内を行っておりますので、何かご不明点やご相談に乗ってお役に立てればと思っております。

小田原税務署からのお知らせ

令和元年分の確定申告のお知らせ
（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は令和2年2月17日(月)～3月16日(月)です。

※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開庁します。

- ★ 受付：午前8時30分～午後4時
- ★ 相談：午前9時～午後5時
- ★ 2月14日(金)までは、税務署には申告書作成会場を開設しておりません。
- ★ 税務署の駐車場には限りがありますので、お車でのご来場、近隣への無断駐車はご遠慮ください。
- ★ 所得税の確定申告は、ID・パスワード方式やマイナンバーカード方式によるe-Taxを送信が便利です。
- ★ 令和元年分の確定申告書作成コーナーでは、令和2年1月31日から、スマホ（Androidとiphone(iOS)）やMicrosoft Edgeから、マイナンバーカードを利用したe-Tax送信のサービスが開始されました。
- ★ 詳しくは、国税庁HPをご確認ください。
- ★ 納期限にご注意ください。また、納税は便利な振替納税をご利用ください。

税目	納期限	振替納税を利用した場合
申告所得税及び復興特別所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	

小田原税務署　TEL 0465-35-4511

編集長後記｜働き方改革に伴い、当会の確定申告指導会場の「休業日」が増えておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお、混雑緩和に向け